

平成31年第2回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 平成31年2月28日(木) 午後2時00分

場 所 サンフレッシュ白河

2. 会議構成人員(38名)

出席農業委員(19名)

1番	早津和一	委員	2番	高橋義勝	委員
3番	今井直敏	委員	4番	滝田文雄	委員
5番	我妻貢	委員	6番	山本繁夫	委員
7番	有賀良雄	委員	8番	鈴木滋夫	委員
9番	緑川喜文	委員	10番	齋藤茂	委員
11番	星保雄	委員	12番	和田一男	委員
13番	塩田一也	委員	14番	矢吹幸彦	委員
15番	大戸文治	委員	16番	本宮勝正	委員
17番	矢野正則	委員	18番	北野唯道	委員
19番	砂塚功	委員			

欠席農業委員(なし)

出席農地利用最適化推進委員(17名)

茂木一男	委員	佐藤良一	委員
鈴木信秋	委員	樋口幹夫	委員
齋藤一廣	委員	小泉光敏	委員
深谷昭	委員	矢内照美	委員
鈴木茂次	委員	橋本賢一	委員
深谷宏光	委員	高久亨	委員
円谷隆男	委員	秋元幸一	委員
山内喜一	委員	飛知和金一	委員
富永進	委員		

欠席農地利用最適化推進委員(2名)

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 買受適格証明願の申請について
- 2 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 4 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 5 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

4. 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長	斎藤 博秀	次長兼係長	大崎 泰弘
副 主 査	竹内 忍	副 主 査	渡部 美紗
表郷分室長	山口 清美	大信分室長	長谷川 章
東分室長	近内 友明		

◎開 会

事務局長 皆様、本日は何かとお忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

今月は正庁が申告相談会場として使用されておりますので、こちらのサンフレッシュ白河での開催とさせていただきます。

それでは、ただいまより、農業委員会等に関する法律による総会の定足数に達しておりますので、平成31年第2回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、買受適格証明関係が3件、農地法第3条関係が3件、農地法第4条関係が1件、農地法第5条関係が6件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が5件、合わせて18件をご審議いただきます。

(午後 2時00分)

◎会長挨拶

事務局長 では、初めに砂塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 改めまして、こんにちは。

本日は冷たい雨の日となりましたが、最近、もうめきめきと暖かくなって春を感じさせるこのごろであります。私事ですけれども、今日、白河実業高校の同窓会入会式というのに初めて行ってまいりました。そして、明日は卒業式ということで、本当に春だなというふうに感じました。

本日は、合わせて18件のご審議をいただきます。

それでは、ただいまより第2回白河市農業委員会総会を開会いたします。

◎議事録署名人選出

会 長 それでは、議事録署名人の指名であります。議長指名でご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、議事録署名人には、11番、星保雄委員、12番、和田一男委員の両名を指名いたします。

◎欠席者の報告

会 長 次に、欠席の申し出がありましたので報告いたします。

邊見芳正委員、篠宮四郎委員の2名であります。

◎議案第1号

会 長 議案第1号 買受適格証明願の申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、朗読いたします。

2ページをごらんください。

議案第1号 買受適格証明願の申請について。買受適格証明願について申請があったので、買受適格証明の交付について審議を求める。平成31年2月28日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会 長 本件は、農地法第3条及び第5条の基準ごとに審議します。

その1からその2については、同一所在地が含まれており、農地法第3条の基準のため、事務局より一括して説明をさせます。

事務局（竹内副主査） それでは、3ページをごらんください。

買受適格証明願についてご説明いたします。

今回、申請農地の所管は、福島地方裁判所郡山支部でございます。競売の農地取得の入札に参加するためには、農業委員会の買受適格証明の交付を受ける必要がございます。よって、申請人が農地買受適格者か否かを、農地法第3条及び第5条の許可基準に沿ってご審議いただくものです。

今回の競売につきましては、昨年11月26日に競売公告がなされ、来月3月6日から13日が入札期間、3月20日に開札、3月27日に売却決定し、その後、許可書を交付する流れとなります。

なお、農地法第3条につきましては、今回の競売物件について2件の買受適格証明願の申請がありました。

【その1からその2まで朗読】

以上、その1からその2の案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 買受適格証明願その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

小泉委員 小田川地区担当の小泉です。

この件に関しましては、去る2月24日日曜日、星委員とともに申請人を交え、現地で確認

いたしました。申請人は農家を経営しております、今回の競売の物件のすぐそばに田んぼを耕作しております。そのため、経営規模の拡大ということで申請となっております。農地の利用としては問題ないと思いますので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありました、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

買受適格証明その2を審議します。

小泉委員、お願いします。

小泉委員 小田川地区担当の小泉です。

その2の申請人もやはり同じく、競売物件のすぐそばに田んぼを経営しております。この許可申請についても、問題ないと思いますので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

会 長 ありがとうございます。

地区担当委員より説明がありました、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定します。

買受適格証明願その3を審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局 (大崎次長兼係長) 続きます、4ページをごらんください。

買受適格証明願その3についてご説明申し上げます。

これは所有権のうち、持ち分5分の1を競売により所有権移転するためのものであり、後程ご説明します第5条その6と関連しております。

それでは、説明を続けます。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、市街地近傍小集団農地に該当しますので、第2種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われ、皆様方の審議のほど、よろしくお願いたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

茂木委員 市内北部地区担当の茂木です。

今回の申請について、去る2月25日月曜日9時半より、砂塚委員、申請人の立ち会いのもと、現地調査を実施しました。周辺には農地は現在耕作されていませんが、全く影響はないと思いますので許可相当と判断しましたが、皆様のご審議よろしくお願いたします。

会 長 地区担当委員より説明がありました、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定します。

◎議案第2号

会 長 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議します。
事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 (大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

9ページをごらんください。

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。平成31年2月28日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事 務 局 (竹内副主査) それでは、10ページをごらんください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその3まで朗読】

以上、その1からその3までの案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

富永委員 東小野田地区担当の富永です。

この件につきましては、去る2月23日土曜日8時より、本宮勝正委員と譲渡人、譲受人、と4名で現地確認調査を行ってまいりました。この田んぼは以前から譲受人が耕作していたということで、それを譲り受けるということで、周囲も全て田んぼですので何ら環境に与える影響がないと思われまますので、皆さんの審議よろしくお願いたします。

会 長 地区担当委員より説明がありました、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

農地法第3条その2を審議します。

農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、18番、北野唯道委員の退席を命じます。

(北野唯道委員 退席)

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

斎藤委員 白坂地区担当の斎藤です。

今回の申請について、去る2月23日に、山本委員、矢野委員とともに、譲渡人、譲受人立ち会いのもと、現地確認、申請内容についても聞き取り、相違ないことを確認いたしました。周辺農地には特に問題ないと思います。皆様のご審議よろしくお願いたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定します。

北野唯道委員の入場を認めます。

(北野唯道委員 入場)

会 長 農地法第3条その3を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

深谷委員 表郷古閑地区担当の深谷です。

今回の申請につきましては、去る2月17日、今井委員と現地調査を行いました。譲渡人は入院中のため、奥様と連絡をとったところ、譲受人の息子に一任するということなので、現地では私と今井委員と、譲受人の息子で現地立ち会い調査を行いました。申請内容について確認したところ、申請内容に問題なく、他の土地への影響もないことを確認いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定します。

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを審議しま

す。

事務局に議案を朗読させます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、朗読いたします。

11ページをごらんください。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。農地法第4条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。平成31年2月28日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会長 事務局より説明をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、12ページをごらんください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほど、よろしくお願いたします。

以上です。

会長 地区担当委員の意見を求めます。

飛知和委員 東釜子西地区の飛知和です。

去る2月23日に、我妻委員と現地において、申請人と現地調査を行いました。転用することによる周辺農地への影響はないものと思われまますので、皆様のご審議よろしくお願いたします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

◎議案第4号

会長 次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、朗読いたします。

17ページをごらんください。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。平成31年2月28日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会 長 農地法第5条その1を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、18ページをごらんください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほど、よろしくお願いたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

山本委員 市内全域担当の山本です。

実は、篠宮委員が現地調査には出ましたが、今、手術後のリハビリのために今日は欠席されておりますので、代わりまして私からご報告を申し上げます。

去る24日日曜日の午後1時から、矢野委員と篠宮委員と私の3人、それから譲渡人、譲受人に立ち会いをお願いしまして、現地調査を行いました。申請内容は申請どおりということで確認をいたしまして、それから、今事務局からの説明で十分にご理解されたと思いますけれども、周辺農地への影響は全くないという判断をしてまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その2を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、23ページをごらんください。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほど、よろしく
お願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

深谷委員 表郷古閑地区担当の深谷です。

今回の申請につきましても、去る2月24日、今井委員と現地調査を行いました。譲渡人は、
先程言ったように入院中のために奥様と連絡をとり、縁戚関係である譲受人と現地立ち会い
調査を行いました、申請内容については、よく確認したところ問題なく、他の土地への影響
もないことを確認しましたので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定します。

農地法第5条その3を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、28ページをごらんください。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほど、よろしく
お願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

円谷委員 大信信夫1地区担当の円谷です。

この申請につきまして、去る24日、塩田委員と現地調査を行いました。譲渡人、譲受人、
現地で立ち会っていただきまして、申請内容を確認しました。本申請による周辺農地への影
響はないと思われまますので、皆様の審議をよろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定します。

農地法第5条その4を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、33ページをごらんください。

【その4朗読】

立地基準の農地区分につきましては、市街地近傍小集団農地に該当しますので、第2種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われしますので、皆様方の審議のほど、よろしくお願いたします。

以上です。

会長 地区担当委員の意見を求めます。

佐藤委員 市内西部地区担当の佐藤良一です。

この申請に対しましては、2月23日4時から、早津和一委員と2人で現地を確認しております。当日、譲渡人、それから譲受人、両名に現地においていただきまして、この内容について説明を受け、間違いのない、相違のないことを確認いたしております。影響はないものと考えております。皆様方のご審議よろしくお願いたします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定します。

農地法第5条その5を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、38ページをごらんください。

【その5朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われしますので、皆様方の審議のほど、よろしくお願いたします。

以上です。

会長 地区担当委員の意見を求めます。

佐藤委員 市内西部地区担当の佐藤良一です。

この申請につきましても、2月23日、早津和一委員と現地を確認してまいりました。当日、譲渡人に現地へおいいただきまして、この申請について内容を確認いたしたところ、間違いがないということでございました。あと、譲受人ですが、こちらは施工担当に電話でもって

私が確認いたしております。この計画書のとおりで施工されるということでございます。住宅地の中でありますので、何ら問題ないものと我々は考えております。ご審議よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定します。

農地法第5条その6を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、43ページをごらんください。

これは先程買受適格証明願その3を除く、所有権の持ち分5分の4についての所有権移転第5条許可申請でございます。

それでは、説明を続けます。

【その6朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

以上、農地の区分と転用目的は問題ないものと思われますので、皆様方の審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

茂木委員 市内北部地区担当の茂木です。

今回の申請については、先程の買受適格証明願についてと同じに、2月25日月曜日9時半より、砂塚委員、譲渡人のひとり、代理人、譲受人立ち会いのもと、現地調査を実施しました。これも周辺農地には全く影響ありませんので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定します。

◎議案第5号

会 長 次に、議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、朗読いたします。

49ページをごらんください。

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農用地利用集積計画の承認を求められたので審議するものとする。平成31年2月28日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会長 農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、8番、鈴木滋夫委員の退席を命じます。

（鈴木滋夫委員 退席）

会長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております賃借権の設定第1号から第5号について、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、賃借権の設定第1号から第5号について原案のとおり承認いたします。

鈴木滋夫委員の入場を認めます。

（鈴木滋夫委員 入場）

◎その他

会長 以上で、本総会に提案された議案の審査が終了いたしました。

その他、総体的に皆様のほうから何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

会長 なければ、事務局。

事務局長 それでは、事務局から連絡事項を申し上げます。

1点目は、お手元に配付させていただいております委員の任期満了に伴う懇親会のご案内になります。来月の総会終了後に開催予定としており、日時が3月27日水曜日、会場は鹿島ガーデンヴィラになります。多数のご参加をお願いいたします。

2点目は、昨日、3月定例会市議会が開会しておりますが、農業委員候補者19名の人事案件が上程され、議会最終日、3月15日に同意をいただく予定となっております。この同意を得まして、年度が変わった4月1日に市長による農業委員辞令交付式、農業委員会臨時総会の

開催を予定しております。

あわせて、この臨時総会で農地利用最適化推進委員19名のご承認、農業委員会会長による推進委員の委嘱状交付式を予定しております。

なお、これら案内通知等につきましては、新委員候補者各位に遺漏のないように対応してまいりますので、関係される委員さんをご対応等、よろしくお願いいたします。

3点目は、同じくお手元に、今年度第2回目の実施となりますアンケート調査用紙を配付させていただいております。前回は9月に実施し、皆様方から活動状況等についてご回答をいただいたところです。今回は後期分の調査として、昨年10月から今年3月までの見込みを含む活動内容・状況等についてご回答をお願いするものです。

前回の調査時にもお伝えしておりますが、農業委員及び農地利用最適化推進委員による地域の話し合いへの参画、場づくりの状況、相談状況などについて、皆様方の活動状況を把握し、福島県へ報告するため、調査させていただくものです。お忙しいところ恐縮に存じますが、調査票の提出は次回の総会に持参いただき、事務局へご提出願います。趣旨をご理解いただきまして、ご協力をお願い申し上げます。

最後になります。

次回総会は、3月27日水曜日午後2時より、市役所正庁での開催となります。さきにお知らせいたしました、委員の任期満了に伴う懇親会が総会終了後に予定されておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

会 長 総体的に皆様のほうから質問等ございませんか。
ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、以上で本日の総会を終了いたします。

◎閉 会

会 長 これをもちまして、平成31年第2回白河市農業委員会総会を閉会といたします。
ご協力ありがとうございました。

(午後 2時58分)